

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領 新旧表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和5年4月1日以降に入札の公告を行う設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、令和元年6月1日以降に入札の公告を行う設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>
<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領(令和4年10月1日施行)」(以下「愛知県実施要領」という。)第3条に準じて実施するものとする。なお、対象工事が港湾工事の場合、現場環境改善費に関わる取組内容については「積算基準及び歩掛表(その3)(愛知県建設局)」の「現場環境改善費」を参考に実施するものとする。</p>	<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領(平成31年4月施行)」(以下「愛知県実施要領」という。)第3条に準じて実施するものとする。なお、対象工事が港湾工事の場合、現場環境改善費に関わる取組内容については「積算基準及び歩掛表(その3)(愛知県建設局)」の「現場環境改善費」を参考に実施するものとする。</p>
<p>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>要綱第2条に規定する工事のうち、令和5年4月1日以前の単価を使用した工事において、改正前の実施要領に基づく取組及び積算を行っている工事の取り扱いについては、改正後の実施要領に基づく取組及び積算に変更し、契約変更するものとする。</p>	